

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族給付、葬祭給付及び労災就学等援護費を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成○年○月頃、A県A市所在のB（以下「事業場」という。）に雇用され、ラーメンの調理業務に従事していた。

被災者は、平成○年○月○日午前6時20分頃、原動機付自転車（以下「バイク」という。）を運転して帰宅途中、A県A市内において転倒し負傷した（以下「本件事故」という。）。被災者は本件事故後、救急車にてC病院に搬送されたが、同日午後10時50分、脳挫傷により死亡した。

事業主のD及び同僚労働者のEによると、平成○年○月○日における被災者の業務は、前日午後8時に開店し、当日午前3時に閉店した後、Eとともに事業場内の片づけを行い、午前4時に業務を終了している。その後、午前5時頃Eが立ち寄っていた飲食店「F」に立ち寄り、Eやその友人らと飲食して、午前5時30分頃には同飲食店を出たとされている。

請求人は、本件事故の現場は通勤経路上にあるから、被災者の死亡は通勤によるものであるとして、監督署長に対し遺族給付、葬祭給付及び労災就学等援護費を請求したところ、監督署長は、本件事故は通勤の逸脱・中断後のものであって通勤途上の事故ではないから、被災者の死亡は通勤によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

（略）

## 第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が通勤によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

（略）

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

（略）

### 2 当審査会の判断

（1）労災保険法第7条第2項は、「通勤とは、労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいう。」と定めており、「就業に関し」とは、住居と就業の場所との間の往復行為が業務に就くため又は業務を終えたことにより行われるものであることを必要とする趣旨を示すものであって、通勤と認められるためには当該往復行為が業務と密接な関連をもって行われるものであること（就業関連性）が必要であると解される。

（2）ところで、被災者の勤務時間に関し、Dは、平日の営業時間は、午後8時から午前3時までであり、その後1時間程度の片付けがある旨を申述しており、また、Eは被災者の事故当日の勤務について「店の営業時間終了後の午前3時から私とGさんとで片付けを行い、午前4時前にはその日の仕事は終わりました。」と述べている。

これらの申述から、被災者の事故当日の勤務は通常どおり、営業終了後、後片付けを終え、午前4時には完了していたものと認められる。

（3）一方、Eは、被災者の事故当日、午前5時頃に事業場近くの飲食店「F」で被災者に会った旨を述べている。また、被災者の妻である請求人は、「事故現

場に子供の遠足のための弁当が散乱していたことから、仕事が終わった後に事業場で子供の弁当を作っていたのは間違いないと思います。」と述べている。両名の申述から、事故当日、被災者は、午前4時の業務終了後、子供のお弁当を作るために約1時間事業場に滞在し、その後、「F」に立ち寄ったと認めるのが自然かつ合理的である。

また、請求人は、自宅から事業場までの走行距離は、約5キロメートルぐらいであり、通勤に要する時間は約15分程度である旨述べていること、さらにDは被災者がバイクで通勤していたことを知らず、自転車で通勤していたと思っていた旨申述していることから、事業場と被災者の自宅は自転車でも通えるほどの距離であり、業務終了後、交通機関の関係で事業場に滞在したり、帰宅途中で食事をしたりするという必然性も考え難いものである。

- (4) そうすると、被災者が事故当日午前4時頃業務終了後、直ちに帰宅できるころ、個人的な目的で事業場に約1時間滞在したことは、もはや就業と帰宅との関連性を失っていたと判断せざるを得ない。

また、請求人らは、本件事故当日の被災者の行動について、朝食のため「F」に立ち寄ったものと主張して、日常生活上必要な行為でやむを得ない行動である旨繰り返し主張しているが、食事のために飲食店に立ち寄る行為がやむを得なかったとしても、Eが述べているとおり、飲食店において飲酒の事実が認められるので、この時点において被災者は通勤を逸脱したものとみるべきである。

なお、請求人らは、警察官が「飲酒はなかった」旨述べていることを根拠に被災者の飲酒の事実を否定しているが、これは事故の態様から、呼気中のアルコール濃度の測定は行わなかったため、検出結果が出ていないことを述べたものと推認され、被災者の飲酒の事実を否定しているものとは認められない。

- (5) ところで、審査官の決定書においては、労災就学等援護費を支給しない旨の処分の妥当性について述べているが、労災就学等援護費については、そもそも保険給付ではないことから、当審査会の審査の対象外の事項に関するものであって、当審査会の審査の限りではないことを付言する。

- 3 以上のとおりであるので、本件事故は、終業後相当の時間が経過してから発生したもので就業との関連性を失った後のものであり、かつ、通勤の逸脱も認められることから、本件事故による被災者の死亡は通勤によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族給付及び葬祭給付を支給しない

旨の処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はない。

よつて主文のとおり裁決する。